

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 (国税 10)(法人税:義)、(地方税 10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	異常危険準備金制度について、火災保険等※に係る租税特別措置法第 57 条の 5 第 1 項に定める積立率を現行の 100 分の 5 (平成 27 年度までの経過措置、本則積立率は 100 分の 2) を維持すること及び同 7 項に定める洗替保証率を現行の 100 分の 30 から 100 分の 40 に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。 ※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和 28 年度 無税積立率の変遷 昭和 28 年度:10%、昭和 32 年度:7%、昭和 51 年度:5%、 昭和 53 年度:4%、昭和 55 年度:2%、 平成 8 年度:3%、 平成 17 年度:4%、 平成 25 年度:5%(残高率 30%超の場合は 2%) 洗替保証率の変遷 昭和 28 年度:50%(累積限度額)、 昭和 51 年度:35%、平成 8 年度:34%、 平成 14 年度:32%、平成 15 年度:30%
6	適用又は延長期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第 116 条等)
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅱ-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金積立残高等
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。
8	有効性等	① 適用数等	16 社
		② 減収額	0百万円(平成 28 年度)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24~26 年度)</p> <p>平成 26 年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等のほか、平成 26 年 2 月に首都圏を襲った雪害により、2,066 億円(積立残高率:正味収入保険料の 10.3%)となっており、平成 24 年度(前回要望時)から、705 億円増加し、積立残高率が 2.6%上昇しているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、31,962 億円(正味収入保険料の 160%)であり、平成 26 年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 59 年度~平成 26 年度)</p> <p>過去、無税積立率が 2%(昭和 55~平成 7 年度)ないし 3%(平成 8~16 年度)であった時期においては、平成 3 年度の台風 19 号襲来時、平成 16 年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たしてきた。</p> <p>他方、無税積立率が 5%となった平成 25 年度以降についても、異常危険準備金の積立では着実に進捗し、多発する台風や集中豪雨のほか、平成 26 年 2 月の雪害等に際して、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たすこととなった。しかしながら、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として 10.3%と低い水準であり、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである</p> <p>現行制度の 30%については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23 年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、30%(業界全体で 5,400 億円レベル)では十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度~30 年度)</p> <p>平成 26 年度末の積立残高 2,066 億円(積立残高率 10.3%)に対して、平成 27 年度~30 年度に現行の 5%で積み立てた場合、平成 30 年度末の積立残高は、5,834 億円(積立残高率 29.2%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高 31,962 億円(正味収入保険料の 160%)とは大きく乖離している。</p> <p>今年度も大型の自然災害が頻発し、巨大災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立てが充分に行われないう状況が継続す</p>

			ると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 26 年度)</p> <p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成 3 年度、平成 16 年度、平成 23 年度、平成 26 年度といった巨大災害が発生した年度においても保険金支払を確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税込減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税込減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税込減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 9 月